

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る情報提供の受付について

令和元年12月13日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

1. 情報提供依頼の趣旨

平成31年4月に施行しました「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」においては、国が基本方針を定め、年度ごとに、促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。また、本年6月には「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を策定し、促進区域指定の考え方等を経済産業省・国土交通省より発信しているところです。

ガイドラインにおいて、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進区域を指定することとなっており、今般、都道府県に対して、下記3.に記載する情報の提供をお願いするものです。

<促進区域の指定プロセスの全体像とスケジュール>



(出典) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン

第4章 促進区域の指定に係る手続き

2. 都道府県から提供された情報の取扱い

各都道府県より提供された情報については、経済産業省及び国土交通省にて整理し、中立的な学識経験者等で構成する第三者委員会の意見も踏まえて、有望な区域として以下の条件に適合しているかどうかを判断することとなります。

(有望な区域の条件)

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ていること（協議会が設置できる状況にあること）
- ③ 促進区域の指定基準に基づき、促進区域に適合していることが見込まれること

なお、国における検討、関係省庁との協議、協議会における検討その他の事情により、具体的な区域の外延等については変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

3. 情報提供の対象

都道府県において把握する2. ①～③の条件に係る情報（別紙様式参照）

4. 情報提供の方法

「別紙」に必要事項を記入し、提供する方の情報を添え、下記の宛先・メールアドレスあて電子メールでお送りください。

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課「再エネ海域利用法制度」担当 宛

【メールアドレス】

(経済産業省) youzyou-saiene@meti.go.jp

(国土交通省) hqt-kouwankaiyoutyousa@gxb.mlit.go.jp

※件名に、「促進区域指定に当たっての情報提供」とご記入ください。

※電子メールの提出が難しい場合は、下記住所まで郵送でお送りください。

住所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(国土交通省港湾局海洋・環境課)

5. 情報提供の受付期間

受付開始日 令和元年12月13日(金)

最終締切日 令和2年2月14日(金) 必着

6. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031 FAX：03-3501-1365

国土交通省港湾局 海洋・環境課

電話：03-5253-8674 FAX：03- 5253-1653

※ご不明な点等ありましたら、上記の連絡先までご遠慮なくご質問・ご相談いただければ幸いです。

※前回の情報提供プロセス（平成31年2月8日付け通知「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る都道府県からの情報提供の受付について」に基づく情報提供）において情報提供を頂いた区域（令和元年7月30日付け通知において整理された11区域を含む。）については、その後の状況の変化・進展などがあればご報告ください。なお、既に協議会が組織され具体的な議論が進んでいる4区域については、改めて情報提供していただく必要はありません。